前回審議会における質問事項への回答について(所管課への確認結果)

【質問要旨】

○高橋委員

道立高等学校において、卒業時に、進学や就職などの進路希望を設定できない生徒が、キャリアプランニングスーパーバイザーを設置していても生じているならば、その状況を打開するため、何か施策を検討しているのか。

【回答要旨】

道教委では、進路の目標が定まらないまま卒業する生徒が毎年一定数いる状況を課題として認識しています。

このため、進路希望を設定できない生徒が主体的に進路選択をできるよう、3つの施策の充実に努めていく考えです。

一つ目は、キャリアプランニングスーパーバイザーのキャリアカウンセリングに係る資質・能力を 高めるため、オンラインを活用した研修内容を充実させることです。

二つ目は、生徒を対象として、インターンシップなどのキャリア教育に資する体験的な学習活動の 記録を蓄積するキャリア・パスポート等を活用し、将来の生き方(在り方)を考え、新たな学習や生 活への意欲につなげる学習活動を充実させることです。

三つ目は、「就職指導の改善に関する研究」において、「進路希望を設定できずに卒業した生徒に対する支援」を研究課題として設定しており、これらの実践をまとめた事例集を作成し、道立高等学校等に配付することを検討しています。

このような施策により、各学校が関係機関等と連携して、組織的かつ計画的にキャリア教育を充実 させ、生徒が卒業までに進路希望を設定できるよう努めていきます。

(教育庁 学校教育局高校教育課)

【質問要旨】

○高橋委員

不登校の児童生徒について、学校内の取組は分かったが、学校外の機関との連携はどのように考えているのか。

【回答要旨】

不登校の子どもたちへの支援に当たっては、登校するという結果のみを目的にせず、子どもたちが 自らの進路を主体的に捉え、社会的自立への意欲を向上させることが大切と考えております。

このため、道教委では、不登校の子どもたちへのきめ細かな支援を行うため、アウトリーチ型支援の実施を含む不登校支援の中核となる教育支援センターの市町村における設置促進や、フリースクール等の関係団体との連携を強化し、子どもたちへの多様で適切な教育機会の確保に努めているところです。

(教育庁 学校教育局生徒指導・学校安全課)

【質問要旨】

○浅川委員

道内の児童虐待相談対応件数はどのような傾向にあるのか、資料をいただきたい。

(全国 31 年連続最多との報道を踏まえて)

【回答要旨】

別添資料「令和3年度 道立児童相談所における児童虐待に関する相談対応状況」のとおりです。

(保健福祉部 子ども家庭支援課)

【質問要旨】

○浅川委員

- ・児童虐待に関し、子どもの意見表明を手助けする支援員を養成する仕組みはあるか。そういう仕 組みもあればいいなという期待を込めて、全体的な取組を教えていただきたい。
- ・また、児童虐待について、周りの大人が気付いて児童相談所に相談する例が多いように新聞記事 に取り上げられている。児童虐待に対する道の全体的な取組の状況を教えていただきたい。

【回答要旨】

(子どもの意見表明支援等に関する全体的な取組について)

- 令和4年児童福祉法改正により、令和6年度から、子どもの権利擁護の環境整備を行うことが 都道府県等の業務として位置付けられ、児童相談所が行う一時保護等の措置決定時の際に子ど もの意見聴取等を行うことや、子どもの意見表明を支援するための事業が制度化され、その体 制整備に努めることとされたところです。
- こうしたことから、国においては、令和4年度、調査研究事業を実施し、権利擁護スタートアップマニュアルや、意見表明等支援員(アドボケイト)の研修例などを含む養成ガイドラインを策定する予定となっております。
- また、道においては、令和6年度の改正法施行に向け、令和4年度、子どもの権利擁護事業を外部委託により実施しております。児童相談所の一時保護児童に対する意見表明支援や、児童相談所をはじめとする児童福祉関係者に対して子どもの権利と意見表明支援に関する研修等に取り組んでおり、今後の国の動向等も踏まえながら、本道における子どもの意見聴取等の仕組みの整備に取り組むこととしています。

(経路別で児童本人からの相談が少ない、虐待相談対応件数への対応などについて)

- なお、道では、道内8か所に児童相談所を設置しており、児童虐待相談対応件数の増加を踏ま え、令和3年1月に苫小牧分室を開設したほか、児童福祉司等の専門職員の計画的増員や、児 童虐待対応の専門研修の充実を図るなど、児童相談所の体制強化に取り組んでいるところです。
- また、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のためには、子どもや家庭に関わる関係者の 気づきや、関係機関による把握が大変重要であり、市町村要保護児童対策地域協議会において、 市町村や児童相談所をはじめとする関係機関が、支援を必要とする子ども及び家庭の情報共有 や連携した支援等に努めています。
- 令和5年2月からは、児童虐待防止の観点から、SNSを活用した全国一元的な新たな相談受付体制を開始しており、子育ての不安や親子関係の悩みなどを抱える子どもや保護者にとって、より相談しやすい環境を整備することで、児童相談体制の充実に取り組んでいます。

(保健福祉部 子ども家庭支援課)

【質問要旨】

○浅川委員

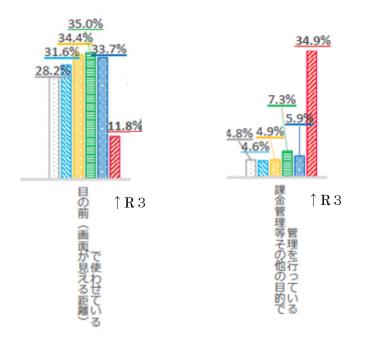
参考資料 5 (インターネット等の利用状況) の 3 ページ目「3 保護者の取組」について、年度差を見たとき、令和 3 年度で大きく違うのが、親が見ている「目の前(画面が見える距離)で使わせている」が激減した理由、それと、一番右側で「課金管理等その他の目的で管理を行っている」が激増した理由。どのような変化があったからかということを聞きたい。

【回答要旨】

参考資料 5 「インターネット等の利用状況」は、内閣府が実施した「令和 3 年度青少年のインターネット利用環境実態調査」の調査結果から引用したものですが、内閣府に確認したところ、これらの項目に係る設問肢を次のとおり改めたことにより、差が生じたと推定されるとのことです。

H28~R2 の設問肢	R3 の設問肢					
大人の目の届く範囲で使わせている	目の前(画面が見える距離)で使わせている					
その他の方法で管理を行っている	課金管理等その他の目的で管理を行っている					

(環境生活部 道民生活課)



令和4年度資料(参考資料5インターネット等の利用状況)から抜粋

【質問要旨】

○高橋委員

スクールソーシャルワーカーに関する予算額はどれくらいか。その内容はどのようなものか。

【回答要旨】

スクールソーシャルワーカーは、市町村立学校においては、道教委と委託契約を結び、委託を受けた市町村教育委員会が配置し、未委託の市町村や道立学校においては、各教育局が要請を受け、生徒指導・学校安全課から派遣しています。

スクールソーシャルワーカーに関する令和3年度予算は、30,771千円です。

※いじめ等対策総合推進事業(203,215千円)の内数。

(教育庁 学校教育局生徒指導・学校安全課)

【質問要旨】

○河合副会長

スクールサポーターについては、実際に学校からの要請が何件あったのか。

【回答要旨】

スクールサポーターは学校からの要請により派遣しており、令和3年度の派遣実績は、

延べ校数: 158校延べ回数: 2,427回

です。

(北海道警察)

令和3年度 道立児童相談所における児童虐待に関する相談対応状況

(北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課)

※ 比率は、小数点以下第2位を四捨五入した小数点第1位までを表記しています。このため、百分率の合計が 100%にならない ことがあります。

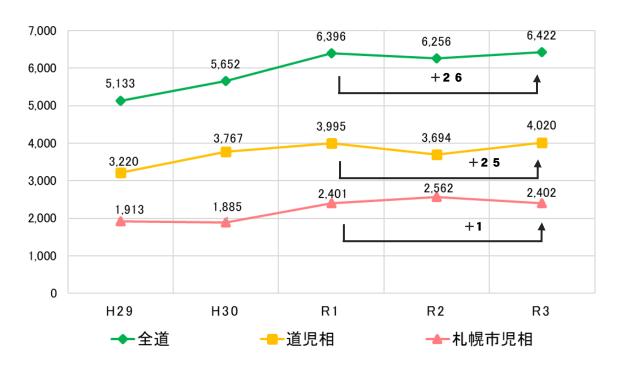
1 相談対応件数の推移(全道、全国)

○ 令和3年度に道立の8児童相談所(以下「道児相」という。)が虐待事案として相談対応した件数は、前年度に比べて326件増加して4,020件となり、 札幌市児相を含む全道の件数も6,422件といずれも過去最多となりました。

(単位:件)

	H29 年度	H30 年度	R1年度	R2年度	R3年度	対前年度比
全 道	5,133	5,652	6,396	6,256	6,422	102.7%
道児相	3,220	3,767	3,995	3,694	4,020	108.8%
札幌市児相	1,913	1,885	2,401	2,562	2,402	93.8%
全 国	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	101.3%

※ 相談対応件数とは、児童相談所が相談を受け、「児童虐待」として指導や措置等を行った件数。

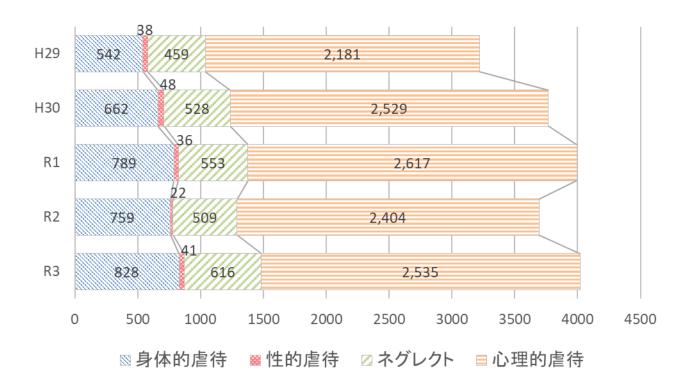


2 内容別対応件数(以下、道児相分)

- 依然として、心理的虐待の割合が全体の60%以上と最も高くなっていますが、近年は身体的虐待やネグレクトも増加傾向にあります。
- 内容別の構成比では、前年度と概ね同様になっています。

(単位:件)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	計
今和2 年帝	828	41	616	2,535	4,020
令和3年度	(20.6%)	(1.0%)	(15.3%)	(63.1%)	(100%)
△和○左座	759	22	509	2,404	3,694
│ 令和2年度	(20.5%)	(0.6%)	(13.8%)	(65.1%)	(100%)
増 減	69	19	107	131	326



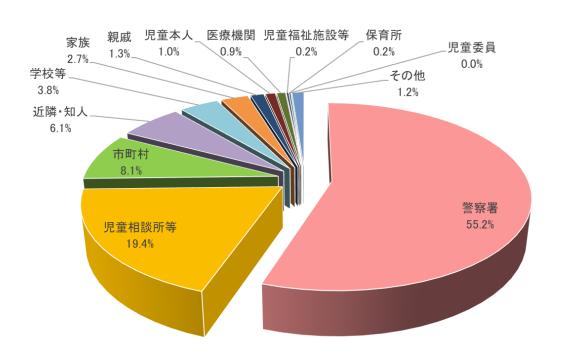
3 経路別対応件数

○ 経路別では、警察署からの通告による対応件数の割合が最も高く、全体の 約60%を占めています。

(単位:件)

	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	市町村	児童委員	保健所	医療機関	保育所	児童福祉施設	数言 一窓 里名	学校等	児童相談所等	そ の 他	計
R3	105	54 (1.3%)	245 (6.1%)	39 (1.0%)	327 (8.1%)	(0.0%)	0 (0.0%)	35 (0.9%)	7 (0.2%)	9 (0.2%)	2,221 (55.2%)	152 (3.8%)	778	47 (1.2%)	4,020 (100%)
R2	132 (3.6%)	43 (1.2%)	179 (4.8%)	24 (0.6%)	292 (7.9%)	(0.0%)	7 (0.2%)	29 (0.8%)	14 (0.4%)	(0.3%)	2,184 (59.1%)	148 (4.0%)	586 (15.9%)	44 (1.2%)	3,694 (100%)
増減	▲27	11	66	15	35	0	▲ 7	6	▲ 7	▲2	37	4	192	3	326

[※] その他:児童家庭支援センター、認定こども園、家庭裁判所及び里親等。



4 虐待者別対応件数

- 主な虐待者は、全体では、「実父」と「実母」が同じ割合で最も高く、次いで「実父以外の父」(養父や母の内縁の夫など)の順になっています。
- 虐待内容別では、身体的虐待、ネグレクトでは「実母」が、性的虐待では 「実父」が、心理的虐待では「実父」の割合が最も高くとなっています。

【主な虐待者(全体)】

(単位:件)

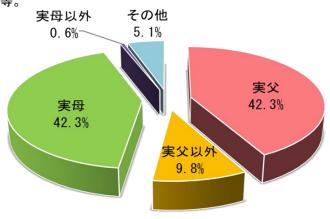
	3	ک	Ð]	Z 10 /4h	計	
	実父	実父以外	実母	実母以外	その他		
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	1,701	392	1,699	23	205	4,020	
令和3年度	(42.3%)	(9.8%)	(42.3%)	(0.6%)	(5.1%)	(100%)	
今和0 年度	1,685	354	1,460	17	178	3,694	
令和2年度	(45.6%)	(9.6%)	(39.5%)	(0.5%)	(4.8%)	(100%)	
増 減	16	38	239	6	27	326	

【主な虐待者(種別)】

(単位:件)

	3	ک	E	₽	その他	計	
	実父	実父以外	実母	実母以外	ての他	āl	
自体的表法	305	131	354	6	32	828	
身体的虐待	(36.8%)	(15.8%)	(42.8%)	(0.7%)	(3.9%)	(100%)	
州 的	16	15	2	0	8	41	
性的虐待	(39.0%)	(36.6%)	(4.9%)	(0.0%)	(19.5%)	(100%)	
ナ だし わし	85	9	494	3	25	616	
ネグレクト	(13.8%)	(1.5%)	(80.2%)	(0.5%)	(4.1%)	(100%)	
心理的责法	1,295	237	849	14	140	2,535	
心理的虐待	(51.1%)	(9.3%)	(33.5%)	(0.6%)	(5.5%)	(100%)	

※ その他:祖父母、おじおば等。

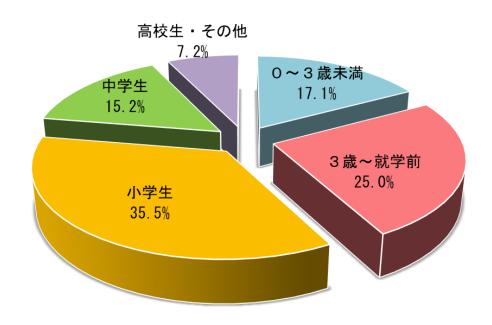


5 子どもの年齢別の対応件数

○ 虐待を受けた子どもの年齢構成は、O歳から就学前までの子どもの割合が 全体のうち約40%であり、小学生以下で約80%を占めています。

(単位:件)

	0~3歳未満	3歳~就学前	小学生	中学生	高校生・その他	計
今和2年 由	689	1,004	1,427	610	290	4,020
令和3年度	(17.1%)	(25.0%)	(35.5%)	(15.2%)	(7.2%)	(100%)
今和の左 帝	682	919	1,304	509	280	3,694
令和2年度 	(18.5%)	(24.9%)	(35.3%)	(13.8%)	(7.6%)	(100%)
増 減	7	85	123	101	10	326



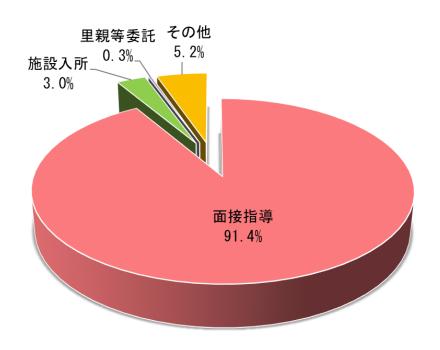
6 対応結果

- 虐待への対応は、子どもが在宅のまま、保護者に助言指導やカウンセリンンがなどを行う「面接指導」の割合がこれまで同様90%以上を占めています。
- 虐待を受けた子どもの約3%は、施設入所や里親等委託となっています。

(単位:件)

	施設入所	里親等委託	面接指導	その他	計
今 和2年帝	122	14	3,676	208	4,020
令和3年度	(3.0%)	(0.3%)	(91.4%)	(5.2%)	(100%)
人知0左 库	104	23	3,363	204	3,694
令和2年度 	(2.8%)	(0.6%)	(91.0%)	(5.5%)	(100%)
増減	18	▲9	313	4	326

※ その他:児童福祉司指導、訓戒・誓約等。



【内容別の対応結果の内訳】

○ 虐待の内容別の対応結果では、全ての種別において、面接指導の中でも、 子どもが在宅のまま、保護者に対して指導を行う「助言指導」の割合が最も高 くなっています。

(単位:件)

		施	里	i	面接指導	Ī		その	D他			うち法に	的措置
		設	親	助	継	他	児童	市町	訓	そ			
		入	等 委	言指	続 指	他機関あっせ	児童福祉司指導	町村事案送致	戒 •	Ø	計	R3	R2
		所	託	導	導	せん	指導	· 送 致	誓約	他			
<u></u>	全種別	122	14	3,559	94	23	117	16	2	73	4,020	271	259
<u>+</u>		(3.0%)	(0.3 %)	(88.5%)	(2.3%)	(0.6%)	(2.9%)	(0.4%)	(0.0%)	(1.8%)	(100%)	(6.7%)	(7.0%)
	身体的	38	5	647	43	3	61	7	1	23	828	112	94
	对体的	(4.6%)	(0.6%)	(78.1%)	(5.2%)	(0.4%)	(7.4%)	(0.8%)	(0.1%)	(2.8%)	(100%)	(13.5%)	(12.4%)
	性的	8	1	21	2	4	3	1	0	1	41	13	12
	1年 取	(19.5%)	(2.4%)	(51.2%)	(4.9%)	(9.8%)	(7.3%)	(2.4%)	(0.0%)	(2.4%)	(100%)	(31.7%)	(54.5%)
	4 H) 1 H	46	6	505	19	9	18	2	1	10	616	73	85
	ネグレクト	(7.5%)	(1.0%)	(82.0%)	(3.1%)	(1.5%)	(2.9%)	(0.3%)	(0.2%)	(1.6%)	(100%)	(11.9%)	(16.7%)
	> TEL 44	30	2	2,386	30	7	35	6	0	39	2,535	73	68
	心理的	(1.2%)	(0.1%)	(94.1%)	(1.2%)	(0.3%)	(1.4%)	(0.2%)	(0.0%)	(1.5%)	(100%)	(2.9%)	(2.8%)

助言指導 = 1回から数回の助言、指導等により、問題の解決を図ったもの。

継続指導 = 相談者の了解のもと、児童相談所に通所又は家庭訪問等により、一定期間、継続的に援助等を行うもの。

他機関あっせん = 内容が児童相談所の機能の範囲外である場合に、適切な機関をあっせんしたもの。

児童福祉司指導 = 児童福祉司が地域の関係機関と連携し、長期間の指導を行うもの。[法的措置]

市町村事案送致 = 市町村による支援等が適当と判断した場合、市町村に送致したもの。[法的措置]

訓戒・誓約 = 子ども又は保護者に対して、訓戒を与え、誓約書の提出を求めたもの。[法的措置]

※その他:保育の実施等に係る市町村長への通知、自立援助ホームにおける援助の委託 など

※法的措置:施設入所、里親等委託、児童福祉司指導、市町村事案送致、訓戒・誓約

7 虐待に至った主な要因

- 全体では、「夫婦間不和」の割合が33.4%と最も高く、次いで「心又は人格の問題」が19.7%、「育児疲れ」が約18.2%となっています。
- 虐待の内容別では、身体的虐待では、「育児疲れ」の割合が32.6%、「心 又は人格の問題」が24.9%で、この2つの要因で全体の半数を占めていま す。
- 性的虐待では、「心又は人格の問題」の割合が24.4%と最も高くなっています。
- ネグレクトでは、「心又は人格の問題」の割合が19.5%、次いで「経済的困難」が17.2%、「育児疲れ」が14.1%となっています。
- 心理的虐待では、「夫婦間不和」の割合が46.5%となっており、全体における「夫婦間不和」の割合を押し上げている状況です。

(単位:件)

		経	就	育	健	夫	⁽⁾ 対	^ 対	心	又知	そ	特	
		済	労	児	康	婦	隣 <u>:</u> 人	職人	以は・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	は的		ı	
		的	88	, c	88	間	友人		人 格	ᅜᄛᄱᆇ	の	+~	計
		困	関	疲	問	不	親	場 関	の 問	疑 障		な	
		難	係	れ	題	和	族係	〜 係	題	い害	他	L	
	全種別	269	86	732	12	1,341	146	23	793	69	517	32	4,020
	工作工	(6.7%)	(2.1%)	(18.2%)	(0.3%)	(33.4%)	(3.6%)	(0.6%)	(19.7%)	(1.7%)	(12.9%)	(0.7%)	(100%)
	身体的	37	18	270	1	100	24	5	206	13	147	7	828
	3 WH)	(4.5%)	(2.2%)	(32.6%)	(0.1%)	(12.1%)	(2.9%)	(0.6%)	(24.9%)	(1.6%)	(17.8%)	(0.8%)	(100%)
	性 的	2	0	0	0	6	3	0	10	4	16	0	41
	IT HJ	(4.9%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(14.6%)	(7.3%)	(0.0%)	(24.4%)	(9.8%)	(39.0%)	(0.0%)	(100%)
	ネグレクト	106	18	87	0	57	34	6	120	38	133	17	616
	ポノレノ [・	(17.2%)	(2.9%)	(14.1%)	(0.0%)	(9.3%)	(5.5%)	(1.0%)	(19.5%)	(6.2%)	(21.6%)	(2.8%)	(100%)
	心理的	124	50	375	11	1,178	85	12	457	14	221	8	2,535
		(4.9%)	(2.0%)	(46.5%)	(0.4%)	(46.5%)	(3.4%)	(0.5%)	(18.0%)	(0.6%)	(8.7%)	(0.3%)	(100%)